

作成日 2001年 8月 8日  
改訂日 2010年 7月 1日

## 製品安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製品名 ポリゾール EVA AD-10

会社名 昭和電工株式会社 機能性高分子事業部  
住所 東京都港区芝大門一丁目13番9号  
担当部門 大分製造部 品質保証グループ  
電話番号 097-521-0664 FAX番号 097-524-0055  
緊急連絡先 大分製造部 品質保証グループ 電話番号 097-521-0664  
使用上の制限 業務用  
整理番号 E T 2 6 4 2 0

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 :	火薬類	分類対象外	自然発火性液体	区分外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外	自然発火性固体	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外	自己発熱性化学品	分類できない
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外	水反応可燃性化学品	分類対象外
	高圧ガス	分類対象外	酸化性液体	分類対象外
	引火性液体	分類対象外	酸化性固体	分類対象外
	可燃性固体	分類対象外	有機過酸化物	分類対象外
	自己反応性化学品	分類できない	金属腐食性物質	分類できない

健康に対する有害性：	急性毒性（経口）	区分外
	急性毒性（経皮）	区分外
	急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分外
	急性毒性（吸入：粉じん／ミスト）	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分外
	呼吸器感作性と皮膚感作性	区分 1（皮膚感作性）
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分外
	特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）	区分外
	特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）	区分外
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性：	水生環境急性有害性	区分外
	水生環境慢性有害性	区分外

GHSラベル要素  
絵表示又は  
シンボル：



### 注意喚起語：警告

**危険有害性情報：**

- ・飲み込むと有害のおそれ
- ・皮膚に接触すると有害のおそれ
- ・吸入すると有害のおそれ
- ・軽度の皮膚刺激
- ・眼刺激
- ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・遺伝性疾患のおそれの疑い
- ・発がんのおそれの疑い
- ・呼吸器への刺激のおそれ
- ・長期又は反復ばく露による臓器（呼吸器）の障害のおそれ
- ・水生生物に有害

**注意書き：** 【安全対策】

- ・取り扱い作業場では火気厳禁で局所排気装置を設けてください。
- ・取り扱い中は換気をよくし、蒸気を吸い込まないようにし、必要に応じて有機ガス用マスク又は、送気ガス用マスクを着用してください。
- ・眼、皮膚に触れないように保護めがね、保護手袋、長袖の作業服を着用してください。
- ・取扱い後は、手洗い及びうがいを十分に行ってください。

## 【緊急処置】

- ・火災時には、炭酸ガス、泡又は粉末消火器を使用してください。
- ・眼に入った場合は、多量の水で15分以上洗い、速やかに医師の診察を受けてください。
- ・蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の清浄な場所で安静にし、必要に応じて医師の診察を受けてください。
- ・皮膚に付着した場合には、石鹼水で洗い落とし、痛み又は外観に変化がある時には、速やかに医師の診察を受けてください。
- ・誤って飲み込んだ場合には、直ちに医師の診察を受けてください。

## 【保管】

- ・貯蔵は、直射日光のあたらない冷暗所（5°C～40°C）に保管し、子供の手の届かない一定場所に、フタをして保管してください。

## 【漏洩】

- ・容器からこぼれた場合、砂、布等でふきとり、不燃性の容器又は水を張った容器に回収してください。

## 【廃棄】

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託してください。

**3. 組成、成分情報****物質**

化学物質・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名 : エチレン・酢酸ビニル共重合体水性エマルジョン

成分	化学式	CAS番号	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	含有量 %
エチレン・酢酸ビニル共重合体	$-\text{C}_2\text{H}_4-\text{CH}_2\text{COCH}_3-$	24937-78-8	(6) - 6	5.4 ~ 5.8
水	$\text{H}_2\text{O}$	7732-18-5	-	4.2 ~ 4.6
酢酸ビニル (未反応物)	$\text{CH}_2=\text{CH}-\text{OCOCH}_3$	108-05-4	(2)-728	0.3 >

#### 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 蒸気、ガス等を吸入して、気分が悪くなった場合には、直ちに新鮮な空気の場所に移し、安静、保温に努め、速やかに医師の手当を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 付着した衣服、靴を脱ぎ付着した部分を水又は微温湯を流しながら洗浄する。
- 眼に入った場合 : 清浄な水で15分間以上洗眼した後、直ちに眼科医の手当を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗い、直ちに医師の手当を受ける。
- 応急措置をする者の保護 : 状況に応じて適切な保護具を着用する。
- 医師に対する特別な注意事項 : 情報なし。

#### 5. 火災時の措置

- 消火剤 : 粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素消火薬剤、砂、霧状水
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水は、火災を拡大し危険な場合がある。
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 初期の火災には、粉末、二酸化炭素、などを用いる。  
大規模火災の際には、泡消火剤などを用いて空気を遮断することが有効である。  
周辺火災の場合、周囲の設備などに散水して冷却する。  
移動可能な容器は、すみやかに安全な場所に移す。
- 消防を行う者の保護 : 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 :

- ・屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
- ・漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。
- ・処理作業の際には、保護具（ゴム手袋、保護めがね、呼吸用保護具等）を着用し、飛沫が皮膚に付着したり、ガス・蒸気を吸入しないようにする。
- ・風上から作業し、風下の人を退避させる。
- ・着火した場合に備えて、消火用機材を準備する。
- ・多量の場合は、人を安全に退避させる。

環境に対する注意事項 :

- ・漏出物が河川等に流入しないように注意する。河川等へ流入した場合は、必要に応じ、消防署、都道府県市町村の公害関連部署、河川管理局、水道局、保健所、農協、漁協等に連絡する。
- ・悪臭等の発生のため、周辺の住民に漏洩の生じたことを通報する等の適切な措置を行う。

回収、中和 :

- ・少量の場合、乾燥砂、おがくず、布等で拭き取り、密閉できる容器に回収する。後で廃棄処理する。
- ・多量の場合は、流路を毛布、土嚢等でせき止め、バキューム等で回収する。

封じ込め及び浄化の方法 :

- ・危険でなければ漏れを止める。
- ・漏出物を取り扱うとき用いる全ての設備は、接地する。

二次災害の防止策 :

- ・付近の着火源を速やかに取り除き、着火した場合に備え消火器を準備する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策：・「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体排気：・「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体排気を行う。

安全取扱い注意事項：・作業場の換気を十分に行う。  
・保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。  
・スプレーミストや蒸気を発生する作業の場合は、局所排気装置を設置するか、またはフィルター付きの保護マスクを着用する。  
・取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

接触回避：・「10. 安定性及び反応性」を参照。

星管

- 技術的な対策 :

  - ・保管場所は、壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作る。
  - ・保管場所は、屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
  - ・保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とする。
  - ・保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ適当なため枠（ます）を設ける。
  - ・保管場所には、取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件 :

  - ・凍結、直射日光を避け、換気の良い屋内に保管する。
  - ・保管時の温度は5℃以下及び40℃以上にならないようにする。
  - ・使用後は、皮張り、腐敗防止のため、密閉して速やかに使用する。

混融危険物質 :

  - ・「10. 安定性及び反応性」を参照。

容器包装材料 :

  - ・消防法及び国連危険物輸送規則で規定されている容器を使用する。

#### 8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策：

  - ・指定された防爆の電気・換気・照明機器を使用する。
  - ・静電気放電に対する予防措置を講ずる。
  - ・空気中の濃度をばく露限界以下に保つために排気用の換気を行う。
  - ・高温取扱いで、工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。
  - ・密閉された装置、機器又は局所排気を使用しなければ取り扱ってはならない。
  - ・気中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。
  - ・この物質を貯蔵ないし、取扱う作業場には、洗顔器と安全シャワーを設置する。

管理濃度

未設定

許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：

日本産業衛生学会勧告値（2006年度版） 未設定

ACGIH勧告値（2006年度版）	TLV-TWA	10ppm(酢酸ビニル)
	TLV-STEL	15ppm(酢酸ビニル)

保護目

- 呼吸用保護具：・呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク、エアラインマスク等）を着用。

手の保護具：・耐油性保護手袋を着用。

目の保護具：・保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用。

皮膚及び身体の保護具：・保護着（帯電防止型）、保護靴（帯電防止型）を着用する。

衛生対策：・取扱い後は、よく手を洗う。

衛生対策：・取扱い後は、よく手を洗う。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 乳白色の液体
臭い	: かすかな刺激臭
pH	: 4.0~6.0
融点・凝固点	: 約0°C (融点)
沸点、初留点及び沸騰範囲	: 約100°C (沸点)
引火点	: データなし
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度 (空気=1)	: データなし
比重 (相対密度)	: 約1.0~1.1 (20°C)
溶解性	: 水で無限大に希釈可能
カクテル/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: データなし
分解温度	: データなし
臭いのしきい (閾) 値	: データなし
蒸発速度	: データなし
燃焼性 (固体、ガス)	: 該当しない
粘度	: 1500~4500 mPa·s

## 10. 安定性及び反応性

安定性	: 密閉状態で、冷暗所では安定である
危険有害反応可能性	: 知見なし
避けるべき条件	: 低温 (5°C以下) 及び高温 (40°C以上)
混融危険物質	: 知見なし
危険有害な分解生成物	: 知見なし

## 11. 有害性情報

### 急性毒性 :

経口	: ラット LD <sub>50</sub> =2900mg/kg (酢酸ビニル) 飲み込むと有害のおそれ
経皮	: ウサギ LD <sub>50</sub> =2335mg/kg (酢酸ビニル) 皮膚に接触すると有害のおそれ
吸入(蒸気)	: ラット LC <sub>50</sub> (4時間) =11.4mg/L (酢酸ビニル) 吸入すると有害のおそれ
皮膚腐食性・刺激性	: ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果、軽度の刺激性がみられた。 (酢酸ビニル) 軽度の皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、強度の刺激性がみられた。 (酢酸ビニル) 眼刺激
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: モルモットを用いたBuehlar法による皮膚感作性試験の結果、6/20匹 に陽性の反応が得られた。 (酢酸ビニル) アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ (区分 1)
生殖細胞変異原性	: 体細胞 in vivo 変異原性試験で陽性 (酢酸ビニル) 遺伝性疾患のおそれの疑い
発がん性	: ACGIHでA3 IARCでグループ 2Bに分類されている。 (酢酸ビニル) 発がんのおそれの疑い (区分 2)
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	: ヒトについて、呼吸器に対する刺激性が認められた。 (酢酸ビニル) 呼吸器への刺激のおそれ

特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）：ヒトについて、上気道の炎症との記載、動物実験について、肺炎と鼻炎 他の記載があることから、上気道を中心とした呼吸器が標的臓器と考えられる。  
 長期又は反復ばく露による臓器（呼吸器）の障害のおそれ  
 吸引性呼吸器有害性 : データなし

## 1 2. 環境影響情報

水生環境急性有害性 : 魚類（ヒメダカ）96時間  $LC_{50}=2.39\text{mg/L}$  (酢酸ビニル)

水生環境慢性有害性 : 急速分解性がありかつ生物蓄積性が低いと推定される。  
 (酢酸ビニル)

その他： 河川等に流入した場合、エマルジョン中の樹脂の粘着性の影響で呼吸困難が生じ魚類が死亡する場合がある。

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 焼却する場合、関連法規・法令を遵守する。  
 廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

汚染容器及び包装：空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

## 1 4. 輸送上の注意

国際規則	国連番号	非該当
	国連分類	非該当
	容器等級	非該当

特別の安全対策：運搬に際しては容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

移送時にイエローカードの保持が必要。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

参考資料：日本エマルジョン工業会編「合成樹脂エマルジョンの輸送事故対策指針」

## 1 5. 適用法令

労働安全衛生法	: 名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 酢酸ビニル（政令番号 第180号）
毒劇物取締法	: 該当しない
化学物質管理促進法（PRTR法）	: 該当しない
化審法	: 該当しない
消防法	: 該当しない

## 1 6. その他の情報（自主管理規定、引用文献等）

ホルムアルデヒド基準：(日本接着剤工業会) 室内空気質汚染対策のための自主管理規定  
 JAIA000474 F ☆☆☆☆

4 VOC放散速度基準：日本接着剤工業会自主管理規定 JAIA-402345-4VOC基準適合

記載内容は現時点での入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂することができます。又、注意事項は通常の取扱いを対象にしたものであって、特別な取扱をする場合は用途、用法に適した安全対策を実施の上、御利用下さい。記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。危険・有害性の評価は必ずしも充分でないので、取扱いの際には十分注意して下さい。